## 一般社団法人新潟県電子機械工業会定款細則

(総 則)

第1条 一般社団法人新潟県電子機械工業会は、当会定款第7条の規定に基づき、一般社 団法人新潟県電子機械工業会細則を定める。

## (会 費)

- 第2条 正会員及び賛助会員の会費は、別表のとおりとする。
  - 2 会費は2回に分割して納入することとし、毎事業年度4月末日及び10月末日までに会費の半額をそれぞれ納入するものとする。ただし、4月末日までに一括して納入することを妨げない。
  - 3 事業年度の途中に入会した会員の当該年度の会費は、入会時の月を含む残りの月 数に別表の金額の月割相当額を掛けた額とする。
  - 4 前項の場合、会費の納入については、第2項に準ずるものとするが、初回は入会 の月の末日までに納入するものとする。

## (別表) 会 費

	F			
	種別		金	額
正会員	従業員(パート含む)	300 人以上	3 0 0	,000円
	IJ	200 人~299 人	2 4 0	,000円
	II	100 人~199 人	180	,000円
	JI .	60 人~ 99 人	1 2 0	,000円
	JI .	30 人~ 59 人	9 0	,000円
	II.	29 人以下	6 0	,000円
賛 助 会 員			一口 2 0	,000円

- (注) 1 従業員数は、新潟県内に所在する事業所の従業員数(事業所が2カ所以上ある場合は、その合計数)とし、入会時及び毎年1月1日現在の人員とする。
  - 2 正会員のうち、定款第5条第1号に示す事業内容が主たる事業でない場合は、 定款第5条1号の事業内容に従事する人員(ただし、管理部門については、 比例配分)をもって上記種別の従業員数とする。
  - 3 <u>個人会員の会費については、表中の金額にかかわらず、正会員は20,000円、賛</u>助会員は一口5,000円とする。

附 則

この定款細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この定款細則は、令和2年4月1日から施行する。